



奈良県行政書士会会員の信用品位保持違反（行政書士法第10条）について奈良県行政書士会会則第43条の規定に基づいて、処分を行いました。もって、奈良県行政書士会会員の処分に関する規則第7条、同規則第8条第2号、同規則第9条第1項及び同規則第10条の規定により、次のとおり公表します。

令和3年3月4日

奈良県行政書士会
会長 中嶋 章雄



記

会員氏名：田上 勝祝

登録番号：98286263

事務所名称：車登録・封印代行・田上行政書士事務所

事務所所在地：奈良県大和郡山市額田部北町981番地8 奈良県自動車会館

処分年月日：令和3年3月8日

処分内容：6か月の個人会員の権利の停止

処分の理由：この事象につきましては、当会会員より当会員事務所職員に対してのストーカー行為及び名誉毀損並びに脅迫罪、加えて当会員本人に対しての名誉毀損及び信用毀損罪・業務妨害罪により当該会員への厳重な処罰、処分を求める報告書が提出されたことにより発覚したものであります。

処分の原因となる事実であります、

- ① 当該会員はストーカー行為等の規制等に関する法律違反により、名誉棄損事件で起訴（略式命令起訴）され50万円の罰金に処する略式命令があった事実を自ら認め、罰金も納付済である事を認めています。
- ② 当該罰金刑となるストーカー行為等の規制等に関する法律違反により、名誉棄損とされた行為を当該会員がその事実についても、多少の主張の違いはあるが、裁判手続き上では認めています。
- ③ 本件に関する民事上の争いについて、被害者となった女性との間で和解も行われておらず、被害者女性の処罰感情が強い事も当該会員は発言しています。
- ④ 名誉棄損事件を起こした動機に関して、当該会員は法律違反となる可能性がある事を予測しながらも違法行為を行っており、弁明の場でもいまだに自己の行為の正当性を語っている事から、今後同じ行為を行わないと思われる理由は見受けられませんでした。

以上のとおりですが、このことから情状酌量を考慮する特段の理由はなく、被害者の心情をも考慮し、奈良県行政書士会会員の処分の量定に関する要綱に基づいて、6か月の権利停止処分が相当と認め処分を行うこととします。